

れなかつた結果を痛切に反省し、附帯決議を重く受け止めて、経営の最高意思決定機関としての職責を再確認する」ことを申し合わせました。

以上でござります。

参考人（糸井勝人君） 一十八年度予算につき

吉川沙織君 民進党の吉川沙織でござります。

本日もじつやよろしくお願ひいたします。

NHK予算案、当委員会では、三月三十一日、年度末最後に賛成多数で承認はされました。しかしながら、NHK予算案は、結果として三年連続として全会一致とはなつておりません。まず、このことに対する会長と経営委員長の御所見を伺います。

参考人（浜田健一郎君） 受信料で成り立つ公共放送NHKの予算が三年連続で全会一致の承認をいただけなかつたといふことは大変残念なことだといつぶつと思つております。

経営委員会といたしましては、国会での質疑の状況や附帯決議について随時経営委員間で情報を共有しております。さらに、今月十一日の経営委員会では、総括として、会長に対して早急に視聴者・国民の信頼回復に努めることを求め、経営委員会といたしも、全会一致の承認が三年続けてやらい

ましては、我々としましても皆様方に御理解いただけるよつ誠心誠意御説明に努めたつもりでござります。結果として全会一致での御承認をいただけなかつた。誠に残念でござります。

今後とも、視聴者の皆様の信頼を回復できるよう最大限の努力を続けてまいる所存でござります。

吉川沙織君 公表されている四月七日の会長会見の要旨を拝見いたしました。今も会長から御答弁ございました、「われわれとしては、予算について誠心誠意、説明に努めたつもりだ。」これは

公表されているもの。全文も拝見してもやはり同じように繰り返されていて、本心でおつしゃつ

てゐるのかどうかは私には分かりかねますけれども、なぜ全会一致にならなかつたとお考えでしょうか。会長に伺います。

参考人（糸井勝人君） 先ほども申しましたけれども、我々としては御理解いただけるよつ誠心誠意御説明したつもりでござりますけれども、我々の誠意が不足していふこととも言えるのかもしれませんし、また、説明が十分でないとい

吉川沙織君 四月七日の会長の定例記者会見全文を拝見いたしますと、なぜ全会一致にならなかつたと思いますかといつ記者の問い合わせに關して、いろいろなことがあると思つますが、今年についてはやはり不祥事が一番の問題だつたといつぶつと思つますと会長はお答えにならっています。そのよ

うにお考えなんでしょうか。

参考人（糸井勝人君） もちろん不祥事が全てとは申しませんけれども、これが非常に大きな理由の一つであつたとこつぶつには理解いたしております。

吉川沙織君 昭和六十二年度から今回の平成二年連続のNHK予算案まで全会一致とならなかつた例といつのは、これまでに九回ござります。三年連続全会一致にならなかつた例は、今回の三

回連続で、それから昭和六十二年度、平成元年度、平成二年度が、これまた三年連続賛成多数、つまり全会一致が崩れています。でも、このときの国会の委員会会議録を見てみますと、それぞれ反対しているのが自民以外の全部であつたり共産党さんだけ反対だつたり、しかも、反対討論、残され

としましては本当に本心から誠心誠意説明をしたつもりでござります。

繰り返しになりますが、今後ともNHKの信頼回復のために全力を尽くしてまいる所存でござります。

ている会議録見ると、それぞれしつかりと理由は異なっています。

でも、今回三年連続一緒だったのは、会長は一緒、しかも反対討論を拾いますと、会長の活動と今年に関しては不祥事の多発で、いやこます。会長としては不祥事の多発ということに重点を置きたい、そのお気持ちはよく分かります。でも、今、三年連続全会一致でないことの重み、こんな形で三年連続全会一致でないところは初めてだと思います。

会長、何かござりませんか。

参考人（柳井勝人君） 引き続き、誠心誠意、
視聴者の皆様あるいはこの委員会の皆様の御理解
を得られるよう努力を続けていくつもりでござい
ます。

吉川沙織君 もしそうであるならば、三月三十一日、本会議の開会も、会長の不適切なこの委嘱の発言による遅れてしましました。もし、誠心誠意、寧に説明に努めるといつゝことであれば、あのような答弁で、不適切な答弁、発言はなかつたのではないかと思います。

今、経済委員長から、答弁の中で一回、附帯決議を重く受け止めるとこで、このよつたな御発言が行われました。そこで、今年初めて追加された附帯決議の内容から質問を簡単にしてみたいと思います。

附帯決議に関しては、予算案本体と異なり附帯決議は衆参総務委員会共に全会一致で議決されています。今回新たに追加された内容として、例えば参議院の総務委員会では、「協会は、受信料で運営されている特殊法人であることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、議事録を含め、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと。」としています。

具体的に、議事録を始め情報公開の在り方、どのように改善していくおつもりなのか、経営委員長と会長の一言ずつ伺います。

参考人（浜田健一郎君） まず、附帯決議の件でございますけれども、経営委員会では昨年の附帯決議と今年の附帯決議と対置表を作りまして、今回こういった形で参議院、衆議院それぞれ御指摘をいたいたいということを確認をしております。

それで、あと、「ごめんなさい、何で……。」（発言する者あり）議事録の改善の問題も、私、経営委員長として、議事録の公開には透明性を重視して、我々の内規にのっとって十分にかなり気を付けて今までやつてきたつもりだったわけだけれども、今回、衆参で同様の御指摘をいたいたのも事実であります。これを受け止めて今後どういう形で改善できるかということは内部で議論を

参考人（糸井勝人君） 議事の公開につきましては、我々としましては、内部の規則にのつとつて今後も続けていくつもりでござりますが、極力やはり理解いただけるような形での公開を心掛けていきたいというふうに思つております。

吉川沙織君 会長は四月七日の[定例記者会見で
も今おっしゃったとおりのことをおっしゃっています。
せっかくのそういうものを出すんであれば
ね、まあ極力分かりやすく、やっぱり改善の余地が
あればそれはやつてなければよろしくこんじやないか
といふふうに思つておりますと発言されでこます
し、今、経営委員長も、何か改善できるといふが
あればどこへ、いのうな御発言ございました。

事実、NKKの理事会に関しては概要記載がなされていますが、経営委員会の議事録に関しては経営委員会議事運営規則に基づいて公表はかなりされていると承知はしています。ただ、一年前の理事の任命の同意に係るところでもかなり多くの議論になりましたが、やはりそれでも、人事に係る」と、何々に係る」と二つことで、伏せて一行記載で終わっていることも多いことになります。一年前のこの当委員会での質疑において、経営委員長と当時の総務委員長の差配で、経営委員会の議事運営規則を当委員会に提出をいたしました。

した。これを拝見いたしましたと、最後の改正は平成二十三年六月二十八日でござります。

これを見直すことも含めて検討いただけないかと思つんですが、経営委員長、いかがでしようか。

参考人（浜田健一郎君） 今後とも、先ほど申し上げましたように、経営委員会の中で御指摘を受けて議論をしてまいります。

吉川沙織君 是非議論をお願いしたいと思います。

その経営委員会では、一昨日、第一回一百五十八回の経営委員会だと思いますが、一昨日の経営委員会で理事の任命の同意が行われております。一括で経営委員会は同意したと報じられておりますし、委員長も経営委員会の後のブリーフィングでそのよつとおりしゃつています。一か月間にわたり専務理事が一人空白、こういつた状態が続いていた理事ポストを含め、今回、一期一年だらうが、二期四年だらうが、任期を迎えた全ての理事が交代する結果となつています。

一年前のこの委員会で私は、経営委員会の当日、即日同意に對して、放送法施行規則第十九条第一項の趣旨に反する旨を指摘をさせていただきましたが、今回はどうだらうだんでしょうか。経営委員長、人事案は前で提示されたと思いますが、どの段階で提示されましたか。

参考人（浜田健一郎君） 慣例に基づき、事前

に、月曜日だつたと思ひますけれども、人事案をいただいております。

吉川沙織君 放送法施行規則第十九条第一項、「委員長は、経営委員会の招集の通知を行つときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし」となつています。

千一百五十八回の経営委員会は四月十一日、一昨日でございました。提示を受けられたのは前日だ、これは十分な時間的余裕を持つてのことだとお考へでしようか、経営委員長。

参考人（浜田健一郎君） 中身にもよりますけれども、私どもが受けた感じは、今まで十分同長時代活躍された方が案として載つていたわけで、まあやういう時間はあつたのかなとこつぶつに思つてます。

吉川沙織君 経営委員会後の委員長ブリーフィングで、理事の人事案についての感想はと委員長問われて、いわゆる下馬評に拳がつていた人が順当に拳がつてきたという感じとお答えになられてますので、今の答弁からしたら順当な人事だと思ひますが、幾つか気になる点がござりますので、会長にまず伺いたいと思ひます。

参考人（浜田健一郎君） まず、私といたしましては、今回の人事は新たなスタートを切るという会長の決意を反映したものだというふうに受け止めてあります。

技術職に關する御指摘は、経営委員会の中でも様々ありました。ただ、役員に必ず各職種から出さなければならぬとこつともないわけなんですが、それでも、やはりNHKの中における技術とい

うのが規程により設けられていると承知しておりますが、技術職以外の方が技師長になつたという例を私は知りません。過去に技術職以外の方が技師長になつた例があるのかないのか、まずお答えいただきたいと思ひます。

参考人（糸井勝人君） 「ございません。

吉川沙織君 昭和三十九年にNHKには技師長

会長から過去に技術職以外の方が技師長になつた例はないところを伺いました。

今、4K、8K、これ総務省も中心になつて進めています。4K、8K時代、それから技術革新の時代に、技術系の役員、しかも技師長が技術系出身でもない。本当にこれでよいのでしょうか。経営委員会でもこのことに関してはやはり議論になつたのではないかと思ひますが、経営委員長、いかがでしようか。

参考人（浜田健一郎君） まず、私といたしましては、今回の人事は新たなスタートを切るという会長の決意を反映したものだというふうに受け止めてあります。

今回任期迎えた方は全員交代となりました。そして、新たな担務とともに発表されておりますが、うものは今後の放送行政の中では大きな重みを持

つじこのじ」とは我々も認識をもつたいたしておつせ
す。

それで、経営委員会の会議を中断しまして、会長に本件についての善処を求めました。それに対して会長の方から、前向きに対応いたしましたという回答がありましたので、経営委員会としては議決をしたところ」とアレルギーを述べた。

吉川沙織君 今経営委員長から御答弁をいただ

イングでも同じようなことをおっしゃっています
経営委員会でもかなり議論になつた、技術は重要な役割
であり、技術担当役員は先を見通していくといつ
役割もある、そういう中で技術出身役員がいな
くていいのかといつ議論はあつた、その議論を踏
まえて会長とも話をして善処を求めた、中断され
て善処を求めたということは今初めて承知しました
が、これに会長としては対応されるとこつ」と
であつた、理事としてではないがと、これブリー
フィングを見ると付いています。

参考人（辻井勝人君） そのとおりでございま

吉川沙織君 放送法第四十九条、「協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く。」つまり、理事という役職は、放送法、いつも会長

遵守されると常におりしゃつています、この放送法に規定されているNHKの役員は、会長であり、経営委員であり、副会長であり、そして理事です。その理事に技術出身の人を、放送行政がこれから求められる中、一人も置かないといふことは、この放送法の趣旨にのっとてもいかななものかと思ひますが、本当に理事として今後再考する予定もないことじうことでよろしいんでしょうか。

参考人（糸井勝人君）　御質問の趣旨はよく分かるんでござりますけれども、私は、技師長という役職は、理事の中での技師長は、技術部隊をマネージする、いわゆるポジションであると思つております。

御理解いただけたと思つんですが、実務における技術は、実際には技術局長もありますし、技術研究所長もありますし、そういう人たちが実務的に技術をつかさどつてついている、リードしているつてはいる。その中で、三千人の技術部隊をどうやってマネージしていくか。これは必ずしも技術だけではないわけでござります。いわゆる人事もあれば、そういうコンプライアンスの問題、ガバナンスの問題等々があるわけでござります。

そういう意味におきまして、技師長といふ名のところにいわゆる文系の理事が付くところに、抵抗があることはよく分かりますし、経営委員会でも随分その点を指摘されました。現実には、し

遵守されると常におりしゃつてこます、この放送法に規定されているNHKの役員は、会長であり、経営委員であり、副会長であり、そして理事です、その理事に技術出身の人を、放送行政がこれから求められる中、一人も置かないといふことは、この放送法の趣旨にのつとつてもいががなものかと思いますが、本当に理事として今後再考する予定もないということによひしりんでしょうか。

参考人（畠井勝人君） 御質問の趣旨はよく分かるんでござりますけれども、私は、技師長という役職は、理事の中での技師長は、技術部隊をマネージする、いわゆるポジションであると思っております。

たがいまして、私は、その技術局長か研究所長か
いうふう人を我々のマネジメントの会議に出しても
いい、こうしたことによつて技術部隊と経営の「
ミコニケーションを良くすると。一方、技術局長
は当然理事会には出でてゐるわけで、あつ、技師長
は出でてゐるわけですから、この技師長は今回は文
系でござりますけれども、あくまでも技師長で技
術集団のマネジメントを行つ、こうじう役割でござ
ります。

たがいまして、私は、その技術局長か研究所長か
いへ、いつこうじとよひて技術部隊と経営のマ
ニュー・ケーションを良くすると。一方、技術局長
は当然理事会には出ているわけで、あつ、技師長
は出ているわけですから、この技師長は今回は文
系でござりますけれども、あくまでも技師長で技
術集団のマネジメントを行ふ、いつこう役割でござ
ります。

吉川沙織君 今回、技師長は一期一年で退任を
余儀なくされます。会長は、会長就任後、一年前
の平成二十六年四月一十一日、第千一百十一回の
経営委員会において今回一期一年で退任をさせる
技師長をお選びになつてします。このときの会議
録、議事録を見ますと、「浜田氏は、技術の生え
抜きです。久保田技師長の後任としてふさわしい
方だと思います。」と書いて推薦なさつています
一年前、今の技師長をお選びにならうとせむ、マ
ネジメントが必要だとか、そつこう説明をされて
任命されているならこぎ知らず、一年前は技術の
生え抜きということを理由に今の技師長を置いて
いるわけです。ですので、やはり少し疑義を感じ
ざるを得ないといふ、いつこう懸念を申し上げて
更にもう一つ会長にお伺いしたいと思います。

今回的人事において、昨年理事に任命されたば
かりのお方がたつた一年の理事経験で専務理事

に昇格されています。過去に同様の事例は「や二
ますでしょうか。

参考人（糸井勝人君） 私自身でひもといったわ
けではありませんが、過去にもそういう例はある
といつぶつに聞いておりますし、そう認識してお
ります。

吉川沙織君 過去の例を教えてくださいとお願
いいたしております。

参考人（糸井勝人君） 昭和三十二年理事が二
十四年に専務理事になります。それから、
三十九年の理事任用者が四十年に専務理事になっ
ております。それから、四十五年の理事が四十六
年には専務理事になつております。

吉川沙織君 今会長から答弁をいただきました。
専務理事に、理事になつたばかりの人が一年の理
事経験で、一年目で専務理事に昇格した例という
のは過去に三例、昭和四十六年の例が最後です。
四十五年にわたつてこんな例ありません。

日本放送協会定款第三十六条によれば、「専務
理事は、会長の定めるところにより、本協会を代
表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を
掌理」するのに対し、「専務理事以外の理事は、
会長の定めるところにより、本協会を代表し、会
長及び副会長を補佐して本協会の業務を分掌」す
るとのれています。よつて、専務理事と理事では
その果たすべき役割は大きく異なつてゐます。だ
かんに、NHKにおいては、四十五年にわかつ
て、理事は一期一年やって、その後、退任してい
ただくが、それとも専務理事に昇格していただ
くか、じつじつことを積み重ねてこられたんだと思
います。

参考人（糸井勝人君） 私は、人事は適材適所
とこつことで行つてゐるつもりでござります。こ
の四十年間、一年で専務理事になつた例がないと
いうことです、今回の件についても、私はまさ
しく適材適所の方針で、一年しか理事をやつてい
ない人を専務理事に任命したわけでござります。

吉川沙織君 適材適所といづれ、じつじつ御答弁
でございました。

去年、今回理事から専務理事に昇格される方を
お選びになるときの平成二十七年四月十四日、第
千一百三十五回経営委員会、理事の任命の同意に
係るところでの方のことを称して、「放送法
の神様」といわれている人で、従来はスペシャリ
ストとして、役員の道は歩んでいなかつたのです
が、昨今、国会審議などいろいろな場で放送法を
参照しながら議論するケースが大変多くなつてい
る環境下では、理事会に、そのような視点を持つ
人が必要だと思いました。そして、続けて、「放送法を
放送法を中心とした考え方ができる専門性は経
験上非常に大事だと判断しました。」

これは、日本放送協会の定款第三十六条に定め
る専務理事と理事の違い、顕著に表れてゐます。
理事であれば分掌です。専務理事であれば掌理す
る掌理と分掌では大きく違います。専門性を大
事にして理事に昨年登用したのであれば、少なく
とももう一年は分掌させて経験を積ませるべきだ
と思いますが、このよつたな観点に關して経営委員
会では議論されましたでしょうか、経営委員長。

参考人（浜田健一郎君） 経営委員会では議論
をしておりません。専務理事の指名は、定款に基
づき、会長の権限で行われるものだと理解をして
おります。

専務理事の指名につきましては四月十一日の經
営委員会で会長から報告を受けておりますが、私
といたしましては、会長が御自身の権限に基づき、
諸条件を勘案して判断されたものと認識をしてお
ります。

吉川沙織君 確かに一年前のこの委員会でも相
当議論をさせていただきました。担務も含めて、
理事の選任、人事権は会長にござります。ただ、
それが本当に、本当にNHKのためになるのか、
受信料をお支払いいただいている視聴者や国民の
ためになるかという観点で経営委員会はその機能
を最大限本当に發揮していただきたいという思い
です。しかも、この国会でも、法規、先例に基づ
いて様々な議事運営や委員会運営が行われていま

す。もちろん、明文化されていないものも「やること」があります。NHKだって、定款には専務理事と理事の役割の違いを明確に明記し、実際、その運用として一年で理事になることを妨げるような文言はどこにもありません。でも、四十五年にわたって、理事になつたばかりの人を一年田で専務理事にするということは四十五年間にわたつて行われていなかつたと、重みは受け止めて、今後は判断をしていただきたいと思つています。

経営委員長と監査委員に、最後、伺いたいと思つます。

日本放送協会の経営委員会の経営委員の任期満了が実は迫つてゐる方が四人、そして欠員状態になつてゐる方がお一人いらっしゃいます。任期満了年月日は六月十九日、今年の六月十九日で「やります。この経営委員に關しては、国会の同意人事案件で」やれこます。議院運営委員会の理事会で衆参同日同時刻にこれが提示される予定で」やれいますが、私、今議院運営委員会にあります、来週にでも提示を受けるための理事会がセットされる見込みで」やれこます。

浜田経営委員長と上田監査委員は六月十九日が一日の任期満了です。再任されるが、それとも退任なさるのかは私には知る由もございません。国会の同意人事は事前に漏れるとそれはおかしなことになりますので、当口まで知る由はございません

ん。しかしながら、任期が来るといつ」とだけは事実で」やります。この一年間、会長と経営委員長と監査委員には最長で百十分の質疑にもお付き合いをいただいてまいりました。この間、二年前の一月二十五日以降、混乱の中につあり、二年連続予算案が全会一致とならないよつた事態、それから、様々な不祥事も続き、いろんなことが恐らく局内でも現場でもあつたと思います。この一年間を踏まえて、率直な感想を監査委員と経営委員長に伺いたいと思います。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

私は、平成二十五年の六月に常勤の経営委員を拝命いたしまして、翌七月、監査委員に選任されました。就任以来、監査委員の役割を十分に自覚しながら、誠心誠意、放送法に定められた職責を果たすべく取り組んできましたし、今委員がおつしゃいましたように、この総務委員会におきましても何度も答弁に立ちまして、報告書も提出いたしましたけれども、私の方では精いっぱいの監査委員としての役割を果たしてきたといつふうに自覚いたしております。ただし、その間、本体や関連団体で職員や社員の不祥事等が相次いだと、

「いつ」とは非常に遺憾に思つております。

私といたしましては、残された期間は短いのですが、引き続き、任期の中での監査委員としての役割を果たすべく、精いっぱい努力してまいりたい

ところがふつに考えておつます。

参考人（浜田健一郎君） 私といたしましては、国会の同意を得て任命されるといつ経営委員の重い職責を自覚し、職務に当たつてまいつたつもりで」やります。特に平成二十四年九月から経営委員会委員長としてより重い責任を果たすため、NHKの諸課題に對して経営委員間の真摯な議論を重ねつつ、運営をしてまつたつもりで」やります。しかしながら、この二年間、NHKの予算は全会一致の承認をいただけませんでした。大変残念なことだといつふつに思つております。一方、吉川先生を始め各先生方からこの場でたくさんの厳しい御意見、御指導もいただきました。感謝を申し上げます。

一方で、放送業界を取り巻く世界の動きは急速に早くなつております。放送と通信の融合時代に向けた公共放送のあるべき姿について国民的合意を得るための議論も行つ段階に來ているといつ思ひを強くしておつます。また、放送法で定められた公共放送NHKの使命に対する自覚もあります。役職員に求められてこるといつふつに思ひます。

私といたしましては、残りの任期を最後まで精いっぱいやるつもりで」やります。

吉川沙織君 上田監査はまだ先があるよつた答弁にも聞こえましたが、浜田経営委員長はまだ今期をもつて退任をなさるよつた挨拶にも聞こえ

てしましました。たくさんこれまで質問をさせていただきました。再任されるか退任されるか分からませんけれども、もしかしたら会長と浜田経営委員長と上田監査に対する質疑はこれが、三人そろっては最後になるのかも分かりません。

ただ、今、全会一致に二年連続ならなかつたといつお話をございました。その翌日に行われたZHKの入局式の会長訓示、どんなことをお話しされたんだらうと思つて全文を求めたといふ、結局お出しにただけませんでした。出せない理由は、入局式は部内会議の延長、そのでの詳細は部内の発言なので御容赦いただきたい、必要な要素は要旨に全て盛り込まれているとのことでしたが、結果、出していただけませんでしたし、説明者は来る来ないで一転二転しました。

なぜ求めたかといえば、入局式での会長訓示は新入局員への励ましだからです。ほとんどの企業は、求めがあれば入社式、入局式は公開するでしょう、取材もさせるでしょう。ZHK自身も他社を取材し、放送しているじゃありませんか。会長になつてからは三年たつても全文公開できない。つまり、それだけ局の雰囲気が萎縮している。これが早く元に戻していただくことを皆様にお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。